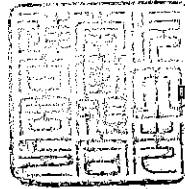


2020年11月6日

吹田市長 後藤 圭二 様



吹田市労働組合連合会
執行委員長 坂田 俊之



2020 年末一時金等に関する要求書

コロナ禍のもと、市民のいのちと暮らしを守るため、市政運営をすすめられていることに敬意を表します。

市労連組合員が一時金アンケートに寄せた生活実態は、「暮らし向きに余裕がない」との回答が8割を超え、特に4月に会計年度任用職員制度に移行した関連労組組合員においては98.2%にもなっています。「自分の所得の減少」が「苦しい原因」と回答した関連労組組合員は62.2%、市労連全体では60歳代の組合員の73.5%に上ります。

「一時金の使いみち」を「生活費の補てん費用」とする組合員は、市労連全体では66.8%、60歳代では88.2%に上ります。苦しい生活実態を抱えている組合員にとって、年末一時金等の改善は切実なものとなっています。

ところが、10月7日に国家公務員の期末手当を0.05月削減する人事院勧告が出されました。コロナ対応に奮闘してきた職員に冷や水を浴びせるものです。

新型コロナウイルス感染症拡大から市民のいのちと暮らしを守るため、奮闘し続けてきた職員の声である、下記の要求に対して当局の誠意ある回答を求め、交渉を申し入れます。

記

- 1 すべての職員の一時金削減を行わず、本年度の年末一時金として、2.84か月プラス50,000円を支給すること。
- 2 会計年度任用職員の年末一時金について、勤勉手当など正規職員と一切の格差なく支給すること。
- 3 再任用職員の年末一時金について、定年前正規職員との一切の格差なく支給すること。
- 4 勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すること。また、期間率を撤廃すること。育児休業・介護休暇取得者に対する一時金支給基準を抜本的に改善すること。
- 5 年齢や経験にふさわしい一時金加算を行うこと。当面、主任5%、主査10%の加算を行うこと。
- 6 年末年始勤務者の処遇改善を図ること。